

第10期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託に係る プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、第10期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務を委託するに当たり、プロポーザル方式により優先交渉権者を選定するための各種手続、要件、審査等の内容について、必要な事項を定めるものである。

2 委託する業務の概要

(1) 業務の名称

第10期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託

(2) 業務の内容

別紙「第10期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

なお、仕様書で規定した委託する業務の内容は、第10期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第10期計画」という。）の策定に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に掲載のない事項についての提案を妨げるものではない。

実際に委託する業務の内容は、本プロポーザルにより選定された優先交渉権者の企画提案書を基に、市と契約締結に向けた協議及び調整を行った上で決定する。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月24日まで

3 委託料上限額

5, 885, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

【内訳】

令和7年度	3, 553, 000円
令和8年度	2, 332, 000円

※継続費に基づく複数年契約とする。

4 実施形式

公募型プロポーザル方式とする。

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たした者とする。

①朝霞市物品の買入れ等競争入札参加者の資格に関する規則（平成16年朝霞市規則第3号）第3条各号に掲げる全ての事項に該当しないこと、又は同規則第2条第1項の資格者名簿（令和7・8年度のものに限る。）に登録されていること。

②本市又は他の地方公共団体の高齢者福祉計画・介護保険事業計画等を含む福祉に関する行政計画の策定支援業務を直近5年以内に受託し、完了した実績があること。

- ③地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項及び第２項に規定する者に該当しないこと。
- ④本公告日から契約締結までの期間において、朝霞市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成３０年朝霞市要綱）の規定に基づく入札参加停止措置を受けていない者、埼玉県から入札参加停止の措置を受けていない者及び朝霞市の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成３０年朝霞市要綱）に基づく入札参加除外を受けていない者であること。
- ⑤会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てをしている者等、経営状態が著しく不健全であると認められるものでないこと。

６ スケジュール

内容	日程
（１）公告（仕様書等の公表）	令和７年４月２３日（水）
（２）質問書の提出期限	令和７年４月３０日（水）
（３）質問に対する回答	随時（最終回答令和７年５月２日（金））
（４）参加申込書の提出期限	令和７年５月９日（金）
（５）企画提案書等の提出期限	令和７年５月１６日（金）
（６）審査委員会	令和７年５月２３日（金）
（７）結果通知	令和７年５月２７日（火）
（８）契約締結・業務開始	令和７年６月中旬

※スケジュールは予定であり、市の都合により変更する場合がある。

７ 公告

（１）公告開始日

令和７年４月２３日（水）

（２）公告方法

朝霞市ホームページへの掲載

URL <http://www.city.asaka.lg.jp>

８ 質問と回答

本プロポーザルに関する質問及び質問に対する回答は、次のとおり行うものとする。

（１）受付期間

公告開始日から令和７年４月３０日（水）まで

（２）提出方法

質問票【様式６】を記載し、「１８ 担当部署」宛てに電子メールにて提出すること。

電子メールの標題は「プロポーザル質問（事業者名）」とすること。

なお、電子メール送信後、確認のため、併せて電話による連絡を行うこと。

（３）回答

提出された質問への回答は、質問者の名前を伏せた質問回答書を速やかに市ホームページ（URL <http://www.city.asaka.lg.jp>）へ掲載することにより行う。

９ 参加に係る書類の提出

（１）提出書類

書類名	様式	備考
①参加申込書	様式 1	
②企画提案書 表紙	様式 2	
③企画提案書 本文	様式任意	「10 企画提案書」参照
④業務実績書	様式 3	同種・類似業務の実績について記載（主なもの 5 件以内）
⑤業務実施体制表	様式 4	担当者とその業務内容等について記載（責任者含め代表して 5 名以内）
⑥担当者経歴調書	様式 5	担当者の実務経験年数、業務実績等について記載（代表して 2 名）
⑦業務工程表	様式任意	「11 業務工程表」参照
⑧参考見積書	様式任意	封入押印すること。 「12 参考見積書」参照
⑨参考見積書（写し）	様式任意	「12 参考見積書」参照

※指定様式は、市ホームページ（URL <http://www.city.asaka.lg.jp>）から取得すること。

（２）提出部数

- ・参加申込書（上記様式①） 1 部（Word 等での提出を可とする。）
- ・正本（上記書類②～⑨） 1 部（社名等を表記すること。）
- ・副本（上記書類②～⑦及び⑨） 6 部（社名等の提案事業者が特定できる記載は、全て削除すること。）

（３）提出期限

上記書類① : 令和 7 年 5 月 9 日（金）

上記書類②～⑨ : 令和 7 年 5 月 16 日（金）

（４）提出方法

上記書類① : 「18 担当部署」宛てに電子メール又は郵送で提出すること。

上記書類②～⑨ : 「18 担当部署」宛てに郵送し、又は持参して提出すること。

持参する場合、受付時間は、平日の午前 9 時から午後 5 時までとする。また、郵送する場合は、提出期限までに必着した書類のみ受け付けるものとする。

なお、提出期限後における追加資料の提出は、認めない。

(5) 提出された書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

また、市は、提出された書類を、本プロポーザルにおいて優先交渉権者を選定するために限り使用するものとし、それ以外の用途では、参加に係る書類を提出した事業者（以下「参加者」という。）に無断で使用しない。

10 企画提案書

(1) 体裁

①A4版両面印刷とし、15枚（30ページ）以内を目安に作成すること。

②文字の大きさは、10.5ポイント以上を目安に作成すること。

③A3版の資料は、片面で印刷し、A4サイズにゼット折とする。

(2) 提案項目

仕様書を踏まえ、企画提案書を作成すること。また、企画提案書内では、次の事項を明らかにすること。

①計画策定に当たっての基本的な考え方

第9期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）を踏まえ、続く第10期計画の策定に、どのように取り組んでいくべきか、また、第10期計画をどのような計画としていくべきと考えているのか等、本業務の実施に当たっての参加者の基本的な考え方について記載すること。

②基礎調査の内容

第10期計画を策定するために必要と思われる現状把握の具体的な方法や分析方法について記載すること。

③計画策定に向けた論点・課題の抽出及び整理

現状把握の結果等から、第10期計画策定に向けた論点や課題の抽出、策定の方向性等、具体的な取組を記載すること。

④市民等の意見を把握するアンケート調査等の実施支援

本業務で実施する各種アンケート調査、ヒアリング調査その他効果的に市民等の意見を把握するための具体的な方策を記載すること。

⑤他の個別計画との調和、整合性

福祉分野の上位計画である地域福祉計画等、他の計画との調和、整合性を図るための方法について記載すること。

⑥計画の策定支援方法

第10期計画の骨子案、素案を取りまとめていく際に、参加者が行う具体的な支援の方法について記載すること。

⑦市民に分かりやすい計画づくり

計画書や概要版が市民にとって身近に感じられ、親しみやすく分かりやすい計画となるよう、工夫する点について記載すること。

⑧進行管理・マネジメント手法

本業務の実施スケジュールを適切に管理するための進行管理やマネジメントの取組について記載すること。

⑨作成資料等の品質の管理

各種作成資料や成果品の品質の管理及び向上に向けた取組について記載すること。

⑩その他

上記に挙げる事項のほか、参加者独自の提案があれば記載すること。

1 1 業務工程表

仕様書を踏まえ、参加者が取り組む業務の工程表を作成すること。

1 2 参考見積書

本業務を受託するに当たり希望する契約金額について、参考見積書を提出すること。参考見積書に記載する金額は、年度ごとに記載し、2年度間の総額も併せて明記すること。その際、消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込で記載すること。

また、仕様書内「5 業務内容」の項目ごとの内訳金額も示すこと。

1 3 審査

(1) 審査方法

参加者による全ての提出書類の内容に基づいて、総合的に審査する。なお、審査は非公開とする。

(2) 優先交渉権者の選定

市の職員で構成する「第10期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定支援業務委託に係るプロポーザル審査委員会」において、下記「(3) 審査基準」に基づき総合的に審査し、各参加者の順位を決定する。第1位の参加者を優先交渉権者とし、次順位の参加者を次点交渉権者として選定する。なお、参加者が1者の場合は、総評価点が263点以上であれば、第1位の優先交渉者とみなす。

(3) 審査基準

基準	詳細
①提案書の内容	計画策定に当たっての基本的な考え方、企画提案の内容が的確であるかについて、主に以下の項目について評価 ・本市の第9期計画に対する理解度 ・各種調査の実施方法並びに計画策定に向けた論点・課題の整理及び抽出方法 ・外出支援に資する施策の提案 ・認知症施策に関する提案 ・第10期計画の策定に向けての支援 ・市民意見の収集手法

②業務工程	具体性、明確性及び実行可能性について評価
③担当者の技能	予定担当者の経験及び専門性について評価
④業務実施体制・支援体制	業務支援体制の充実度について評価
⑤業務実績	同種・類似事業の実績から堅実性を評価
⑥プレゼンテーション	理解力、説明力及び説得力の有無を評価
⑦自由提案	内容並びに提案に対する意欲及び姿勢を評価
⑧見積金額	参考見積金額により評価

(4) プレゼンテーション

本プロポーザルへの参加に係る書類を不備無く提出した参加者に対して、次のとおりプレゼンテーションによる審査を実施する。詳細は、別途参加者に通知する。

①日時・会場

令和7年5月23日（金） 朝霞市役所（予定）

②プレゼンテーション時間 25分程度

説明 15分以内

質疑応答 10分以内

※説明は提出した企画提案書等の内容に基づくものとする。

③参加人数

3人以内とし、説明は本業務の担当者が行うこと。

④使用機器類

プロジェクター及びスクリーンは市が準備する。

(5) 審査結果

審査を受けた全ての参加者に審査結果を通知する。通知は、郵送及び電子メールにより、令和7年5月27日（火）に発信することを予定している。

1.4 契約

- (1) 市から通知を受けた優先交渉権者は随意契約の締結に向け、審査結果を踏まえ、市と委託に係る詳細について協議する。
- (2) 優先交渉権者は、協議が整い次第、改めて見積書を市に提出し、市は随意契約の手続を行う。なお、協議が整わない場合は、次点交渉権者と協議の上、契約を締結する場合がある。
- (3) 契約締結後に消費税法（昭和63年法律第108号）の改正により消費税等の率に変動が生じ、契約の業務に対する契約金額について新税率が適用される場合は、契約を何ら変更することなく、市は契約金額に相当する消費税額等を加減して支払うものとする。

1.5 辞退

参加申込書等を提出後、本プロポーザルに参加する意思がなくなった場合には、辞退届【様式7】を提出すること。市が辞退届【様式7】を受領した時点で、本プロポーザルへ

の参加資格を失うものとする。辞退届【様式7】の提出に当たっては、事前に「18 担当部署」に電話にて連絡の上、持参、郵送又は電子メールのいずれかで提出すること。なお、持参する場合の受付時間は、平日の午前9時から午後5時までとする。

16 参加資格の喪失

次のいずれかに該当する場合は、本プロポーザルへの参加資格を失うものとする。

- ①参考見積書の金額が、2年度間の総額又は各年度の内訳額のいずれかについて、
「3 委託料上限額」に記載する上限額を超過している場合
- ②契約締結までに「5 参加資格」に記載の要件を満たさなくなった場合
- ③提出書類に虚偽の記載があった場合
- ④契約を履行することが困難と認められる場合

17 特記事項

- (1) 第9期計画及び本市の統計資料は、いずれも朝霞市ホームページに掲載されているものをダウンロードして入手すること。
- (2) 本プロポーザルに係る経費は、全て参加者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルは、随意契約の優先交渉権者を選定するものであり、契約の締結を担保するものではない。
- (4) 提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザインなどを使用した結果生じる責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 参加者の中に適格者がいないときは、受託候補者を特定しない場合がある。
- (6) 契約締結後においても、受託者が本プロポーザルにおいて失格事項に該当していたことが明らかとなった場合又は本プロポーザルにおける企画提案書において著しく実現性からかい離れた提案を行っていたことが明らかとなった場合は、市は受託者との契約を解除することができる。
- (7) 災害の発生等のやむを得ない理由により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止する場合がある。その場合、企画提案に要した費用は、全て参加者が負担するものとする。
- (8) 提出された書類について、その著作権は参加者に帰属する。ただし、朝霞市情報公開条例（平成13年朝霞市条例第25号）の規定に基づき、情報公開の対象となるため、参加者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものとして非公開としたい内容については、あらかじめ市に申し出ること。本プロポーザルについて情報公開請求があった場合、市が公開を判断する際の参考とするが、判断の結果、希望に添えないことがある。
- (9) 審査結果（参加者名、点数及び順位）は公表する。ただし、優先交渉権者以外の参加者名は公表しない。

18 担当部署

朝霞市 福祉部 長寿はつらつ課 (朝霞市役所 本庁舎1階 14番窓口)

住 所 〒351-8501 朝霞市本町1-1-1

電 話 048-463-1951 (直通)

FAX 048-463-1025

メール tyoju_haturatu@city.asaka.lg.jp